

令和元年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第49号	議案名	専決処分について〔琴浦町税条例等の一部改正について〕			
目的	地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)等が平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 個人住民税</p> <p>(1) ふるさと納税制度の見直し(令和元年6月1日施行)</p> <p>総務大臣は、地方財政審議会の意見を聞いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。</p> <p>ア 寄付金の募集を適正に実施する地方団体</p> <p>イ (アの地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体</p> <p>(ア) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること。</p> <p>(イ) 返礼品を地場産品とすること。</p> <p>(2) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置(令和元年10月1日施行)</p> <p>所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間(11年目～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除額の範囲内で個人住民税額から控除する。</p> <p>(3) 個人住民税の非課税措置(令和3年1月1日施行)</p> <p>子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じる。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>(1) 軽自動車税の環境性能割の非課税</p> <p>消費税率引上げに伴う対応として、環境性能割(軽自動車税)の税率を1%分軽減する。(令和元年10月1日～令和2年9月30日の間の措置)</p> <p>(2) 軽自動車税(の種別割)の税率の特例</p> <p>令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限った上で新設</p>					
補足事項	<p>1 専決処分日</p> <p>平成31年3月29日</p> <p>2 施行日</p> <p>平成31年4月1日</p>					